

審 査 基 準

平成31年3月15日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第7条第4項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第5条第6項、第7項、第4条第2項（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：許可を申請した営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：